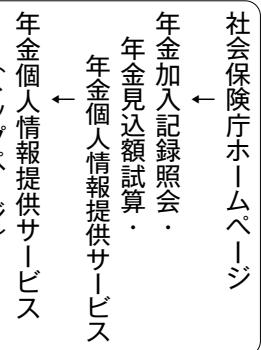


国民年金だより

お知らせ
インターネットで
ご自身の年金加入記録を
ご覧いただけます



「様設定パスワード」を入力することにより、インターネットでご自身の年金加入記録をいつでもご覧いただけます。
詳しくは社会保険庁ホームページをご覧ください。

<http://www.sia.go.jp>

ホームページで、ご自身の年金加入記録（国民年金・厚生年金保険の納付・加入状況等）をいつでもご覧いただけます。「年金個人情報提供サービス」がご利用できます。ご利用にはあらかじめ設定したユーザーパスワードが必要です。

サービスご利用対象者

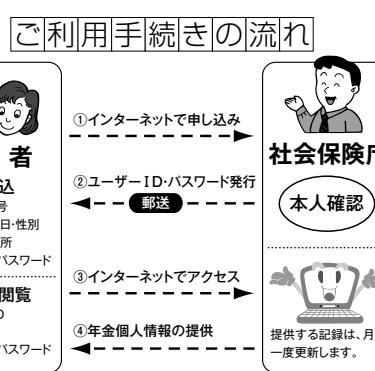
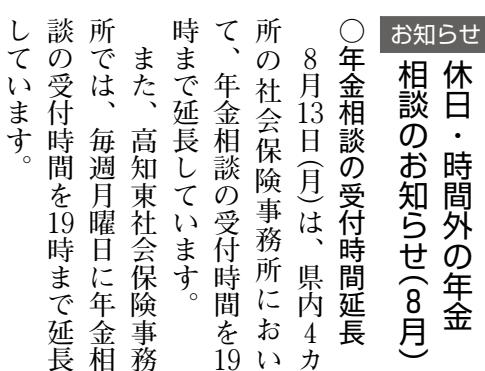
国民年金の1号・3号被保険者及び厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者の方※老齢を支給事由とする年金の受給権者及び国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済に加入中の方は本サービスの対象外となっています。ご了承ください。

【申込方法】

社会保険庁ホームページにて、閲覧に必要なユーザーID・パスワードの発行を申し込みください。

【記録の閲覧】

社会保険庁から送付されたユーザーID・パスワードと、申し込み時に登録した「お客様」



- 第2土曜日は年金相談日 8月11日(土)は、県内4カ所の社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。
- 通常より混雑も少ないですので、どうぞお気軽にご利用ください。

- 手すりの取り付け
- 階段の勾配緩和
- 床の段差の解消
- 浴室の改良
- 床の滑り止め化
- 引き戸への取り替え
- トイレの改良
- 床の改良
- 廊下の拡幅

- 65歳以上の者
- 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- 障害者改修
- 対象となるバリアフリー
- 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- 65歳以上の者

お知らせ
住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置が創設されましたのでその内容についてお知らせします

3申請の手続き 納税義務者の方は、改修する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が30万円以上の人）を、平成19年度分の固定資産税に限り、4月1日から平成22年3月31日までの間に行つた場合、翌3分の1減額（床面積100m²相当分までを限度）する特例措置が創設されました。要件は次のとおりです。

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が30万円以上の人）を、平成19年度分の固定資産税に限り、4月1日から平成22年3月31日までの間に行つた場合、翌3分の1減額（床面積100m²相当分までを限度）する特例措置が創設されました。要件は次のとおりです。

3申請の手続き 納税義務者の方は、改修する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が30万円以上の人）を、平成19年度分の固定資産税に限り、4月1日から平成22年3月31日までの間に行つた場合、翌3分の1減額（床面積100m²相当分までを限度）する特例措置が創設されました。要件は次のとおりです。

詳しく述べて、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

申し込み時に登録した「お客様」

社会保険庁から送付されたユーザーID・パスワードと、

次回のいずれかの者が居住す

る既存住宅

詳しく述べて、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

申し込み時に登録した「お客様」

社会保険庁から送付されたユ